



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7

氏 名 有限会社 久米産業

代表取締役 有本 英輔

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ **第14条第1項** の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和 3 年 11 月 4 日

許可の有効年月日 令和 8 年 8 月 30 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）  
 積替え保管を除く：燃え殻(\*8)、汚泥(\*5)(\*8)、廃油(\*5)、廃酸(\*5)(\*8)、廃アルカリ(\*5)(\*8)、廃プラスチック類(\*2)(\*4)(\*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(\*2)(\*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*2)(\*4)(\*6)、鋳さい(\*8)、がれき類(\*4)、ばいじん(\*8) 以上17種類  
 (※) 記載品目については、(\*2) 自動車等破砕物を含む、(\*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(\*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(\*8) 水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件  
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成 28 年 8 月 31 日	新規許可		
令和 3 年 11 月 4 日	更新許可		
	以 下 余 白		

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無  
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

